

薬食発第 0221007 号
平成 20 年 2 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

化粧品基準の一部を改正する件について

平成 20 年 2 月 21 日厚生労働省告示第 33 号により化粧品基準（平成 12 年厚生省告示第 331 号）の一部改正が別添のとおり告示され、同日適用されることとなったので、下記について御了知の上、貴管下関係業者に対して周知徹底方よろしくお願ひいたします。

記

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、化粧品基準の一部を改正することにより、ジエチレングリコールに係る規定を追加したものであること。

2. 改正の内容

以下のとおり、新たにグリセリンに係る規定を化粧品基準第 5 項に追加し、別表第 2 の 2 を改正し、ジエチレングリコールを化粧品の歯磨へ配合不可とする規定を追加したこと。

（1）グリセリンに係る規定の追加（第 5 項の追加）

5 化粧品に配合されるグリセリンは、当該成分 100g 中ジエチレングリコール 0.1g 以下のものでなければならない。

（2）化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分への追加

(別表第2の2一部改正)

別表第2の2 化粧品の種類又は使用目的により配合の制限がある成分

成分名	100g 中の最大配合量
歯磨 ジエチレングリコール	配合不可

3. 改正にかかる経過措置について

平成21年3月31日までに製造され、又は輸入される化粧品については、なお従前の例によることができるとし、平成21年4月1日以降に製造され、又は輸入される化粧品については、改正後の基準に適合していなければならないこと。

○厚生労働省告示第三十三号

薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示の適用の際現に同法第十四条第一項の規定による承認を受け、若しくは同法第十四条の九第一項の規定による届出が行われた化粧品又は同法第十九条の二第一項の規定による承認を受けている化粧品であつて、平成二十一年三月三十一日までに製造され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができる。

平成二十年二月二十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

第四項の次に次の二項を加える。

5 化粧品に配合されるグリセリンは、当該成分 100g 中ジエチレングリコール 0.1g 以下のものでなければならない。

別表第2の2の表中

歯磨 ラウロイルサルコシンナトリウム	0.50g
-----------------------	-------

」を

「歯磨
ジエチレングリコール

配合不可

に改める。

」トウケイコントローラルサルコンナトリウム 0.50g